

JIS

白熱電球類の安全仕様一 第 1 部：一般照明用白熱電球

JIS C 7551-1 : 2015

(JLMA/JSA)

平成 27 年 6 月 22 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大崎 博之	東京大学
(委員)	青柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩本 光正	東京工業大学
	上原 京一	株式会社東芝
	大石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊田 亜紀子	東京大学
	酒井 祐之	一般社団法人電気学会
	下川 英男	一般社団法人電気設備学会
	早田 敦	電気事業連合会
	飛田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤倉 秀美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前田 育男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 11.3.20 改正：平成 27.6.22

官 報 公 示：平成 27.6.22

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 横山 明彦)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語及び定義	2
4 一般安全要求事項	3
4.1 一般要求事項	3
4.2 表示	4
4.3 感電に対する保護	4
4.4 口金温度上昇	4
4.5 口金接着強さ	6
4.6 差込み形口金（B形）及びその他の絶縁スカート付き口金が付いた電球の絶縁抵抗	7
4.7 充電部の露出及びサイドはんだの高さ	7
4.8 B15d, B22d 口金の沿面距離	8
4.9 寿命終了時の安全性	8
4.10 互換性	8
4.11 照明器具設計のための参考情報	9
5 検査	9
5.1 形式検査（設計検査・定期検査）	9
5.2 ロット検査（生産時検査）	9
5.3 検査方式	9
附属書 A（規定）各種の試験方法	10
附属書 B（規定）包装容器への図記号（ピクトグラム）	11
附属書 C（規定）口金接着強さの試験方法	12
附属書 D（規定）強制破損試験	15
附属書 E（規定）点灯破損試験の手順	18
附属書 F（規定）抜き取り検査数量に対する合格基準数と AQL	19
附属書 G（規定）判定基準—継続的変動のある検査結果	19
附属書 H（規定）強制破損試験の母集団の選定と抜き取り及びその判定基準	19
附属書 J（規定）主電源回路のインピーダンスの測定方法	20
附属書 K（参考）照明器具設計のための参考情報	21
附属書 JA（規定）最小包装容器に表示する注意事項	23
附属書 JB（規定）口金温度上昇試験	25
附属書 JC（参考）JIS と対応国際規格との対比表	28
解 説	33

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、**JIS C 7551-1:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS C 7551 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS C 7551-1 第 1 部：一般照明用白熱電球

JIS C 7551-2 第 2 部：一般照明用白熱電球と互換性のあるハロゲン電球

JIS C 7551-3 第 3 部：ハロゲン電球（自動車用を除く）

白熱電球類の安全仕様— 第 1 部：一般照明用白熱電球

Incandescent lamps—Safety specifications—Part 1: Tungsten filament lamps for domestic and similar general lighting purposes

序文

この規格は、2012 年に第 2.2 版として発行された IEC 60432-1 を基とし、安全性を確保するため、技術的内容及び構成を変更して作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、附属書 JC に示す。

また、附属書 JA 及び附属書 JB は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、次に示す一般照明用白熱電球の安全性及び互換性について規定する。

- 定格消費電力：200 W 以下
- 定格電圧：50 V 以上、250 V 以下
- ガラス球形状：A 形、B 形、C 形、G 形、M 形、P 形、PS 形、PAR 形又は R 形のもの、及びこれらのガラス球形状の電球と同じ用途の場合、これ以外のガラス球形状であってもよい。
なお、ガラス球の形状及び名称は、JIS C 7710 による。
- ガラス球処理：あらゆる種類の処理
- 口金：B15d、B22d/25×26、E12/15、E14/20、E14/25×17、E17/20、E26/25、E26/51×39
なお、口金の形式及び寸法は、JIS C 7709-1 による。

この規格で対象外であるガラス球形状及び口金をもつ電球についても、適用できる範囲でこの規格を適用することができる。

この規格は、安全性の基準だけを規定しており、光束、寿命、消費電力などの白熱電球の性能については規定していない。一般照明用白熱電球のこれらの特性は、JIS C 7501 などによる。

この規格に適用される一般照明用白熱電球は、JIS C 7550 に規定する光生物学的安全性のリスクグループに対して、免除グループに属する製品もあるが、リスクグループ 1 に属する製品もあるため、注意が必要である。

注記 1 E26/24 口金及び E27 口金が付いた白熱電球は、一般照明用の E26 用ソケットに取り付けて使用することは、安全性が保てないため、対象外である。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 60432-1:2012, Incandescent lamps—Safety specifications—Part 1: Tungsten filament lamps for domestic and similar general lighting purposes (MOD)